

大阪市立西中島小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「人間性豊かな子どもをはぐくむ」ために「西中島小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① いじめを未然に防ぐため、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を高める教育活動を推進する。
- ② 「いじめを絶対に許さない」という雰囲気づくりに努める。
- ③ いじめの早期解決のために、組織的な対応を行い、多角的な視野を持った手段を講じる。
- ④ 当該児童の安全を確保するとともに、各種関係機関と協力していく。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ① 学習規律の確立や配慮を要する児童への対応
 - ・正しい姿勢で学ぶ
 - ・発表の仕方、聞き方の徹底
 - ・学習のつまずきの早期発見と個別支援
- ② 「わかる」授業づくり
 - ・基礎・基本の定着
 - ・公開授業・研究授業などによる授業力の向上
 - ・ＩＣＴ機器活用の工夫

- (2) 自己有用感を高めるために
- ① 友達や教職員と関わり、人との関わりを通して、学級の一員としての自覚を持てる学級づくり
 - ② 一人一人のよさや違いを認め合える学習の推進
 - ③ 学校行事や児童会活動等において様々な文化や芸術に触れる体験の充実
- (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成
- ① 道徳の授業や学級活動を通して、児童の自己有用感を高める。
 - ② 「いじめを絶対に許さない」「いじめは絶対に許されない」という強い認識を児童自身が持てるよう様々な機会で指導する。
 - ③ 「SNS等を通じてのいじめを防止する」という認識のもと、情報モラル教育・情報リテラシー教育を推進する。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童観察の充実と情報の共通理解について
 - ・「いじめはどこの学校、どの学級でも起こり得る」という認識を持ち、全教職員で児童を見守り、全教職員の共通理解を深めるために、情報交換を行う。
- ② アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）の実施
 - ・年3回のいじめアンケート調査を実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、全教職員が児童とともに解決しようとする姿勢を示す。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめに関する相談を受けた場合、相談してきた児童の安全を確保するとともに、学級担任だけで抱えることなく、速やかに管理職及び生活指導部に報告し、事実関係の有無を確認する。
- ② いじめの報告を受けた場合、いじめ防止対策委員会を開き、対応方針を決定し、全教職員で共通理解をはかり対応を行う。
- ③ 校内だけでなく、関係諸機関や専門家と協力して解決にあたる。
- ④ 当該児童に対して、当該児童保護者との確認うえ、養護教諭、スクールカウンセラーと連携をとり、心の傷を癒すように進めていく。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 生活指導部会

月1回、生活指導部の教職員で、学級児童の課題や指導についての情報交換を行い、共通理解を図る。

② いじめ防止対策委員会

いじめ防止等の組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置する。基本方針に基づく取り組みの実施、状況・経過の確認を行う。本委員会は、必要に応じて開催する。構成員は以下の通りとする。

校長、教頭、教務主任、生活指導部長、当該学級担任、養護教諭、関係教職員を構成員とする。

(2) いじめ防止等に関する年間計画

【調査など】

- ・児童対象いじめアンケート調査 年3回（7月、11月、2月）

【研修会】

- ・特別支援教育研修会（7月・2月）
- ・人権教育研修会（6月・3月）
- ・人権教育実践研修会（11月）

(3) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校だより、学校ホームページ等によって、いじめ問題に関する情報を発信する。
- ② いじめ問題が起きたときには家庭とより密に連携をとり、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭の様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

(4) 取組内容の検証

- ① 運営に関する計画の「安心・安全な学校の実現」に向か、中間評価、最終評価を教職員でP D C Aサイクルに基づき進めていくとともに、学校協議会においても提案された意見も反映させて進めていく。

7. 重大事態への対処

「重大事態」

1. いじめにより当該校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
2. いじめにより当該校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（いじめ防止対策推進法 第28条）

(1) 重大事態

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会、警察等の関係諸機関へ報告する。校長、教頭が中心となり、学校全体で組織的に対応し、解決にあたる。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(4) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童及びその保護者に適切な情報の提供及び調査結果の報告を行う。

8. いじめ発見の際の流れ

